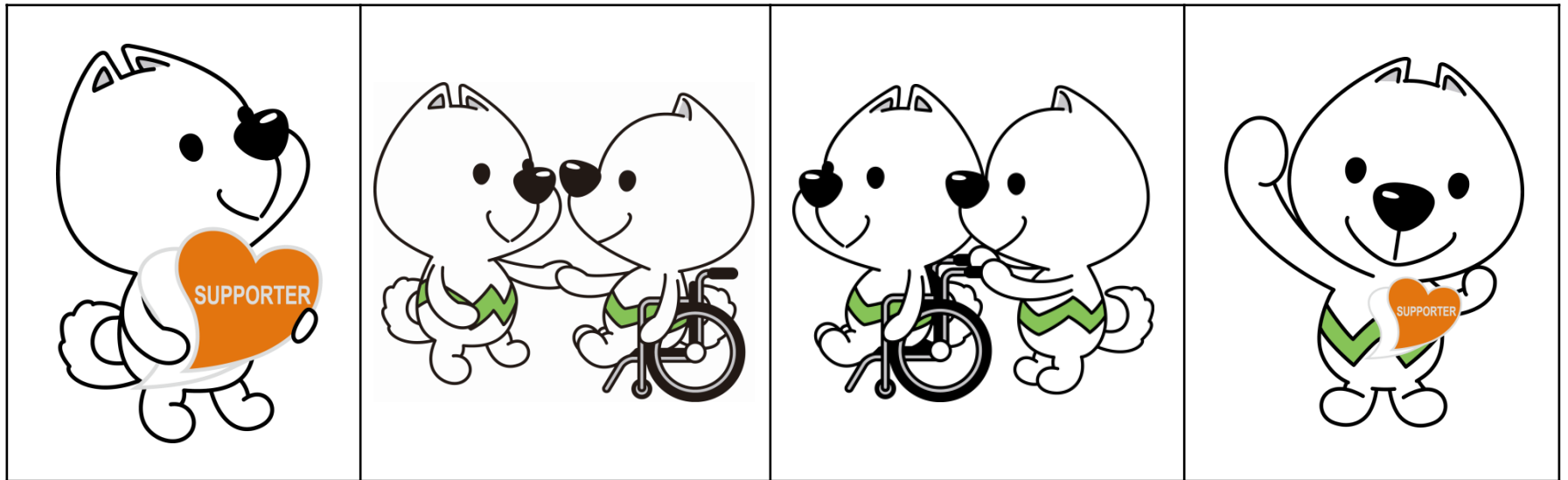


障害者差別の解消について



和歌山県 福祉保健部
福祉保健政策局 障害福祉課

障害者の定義

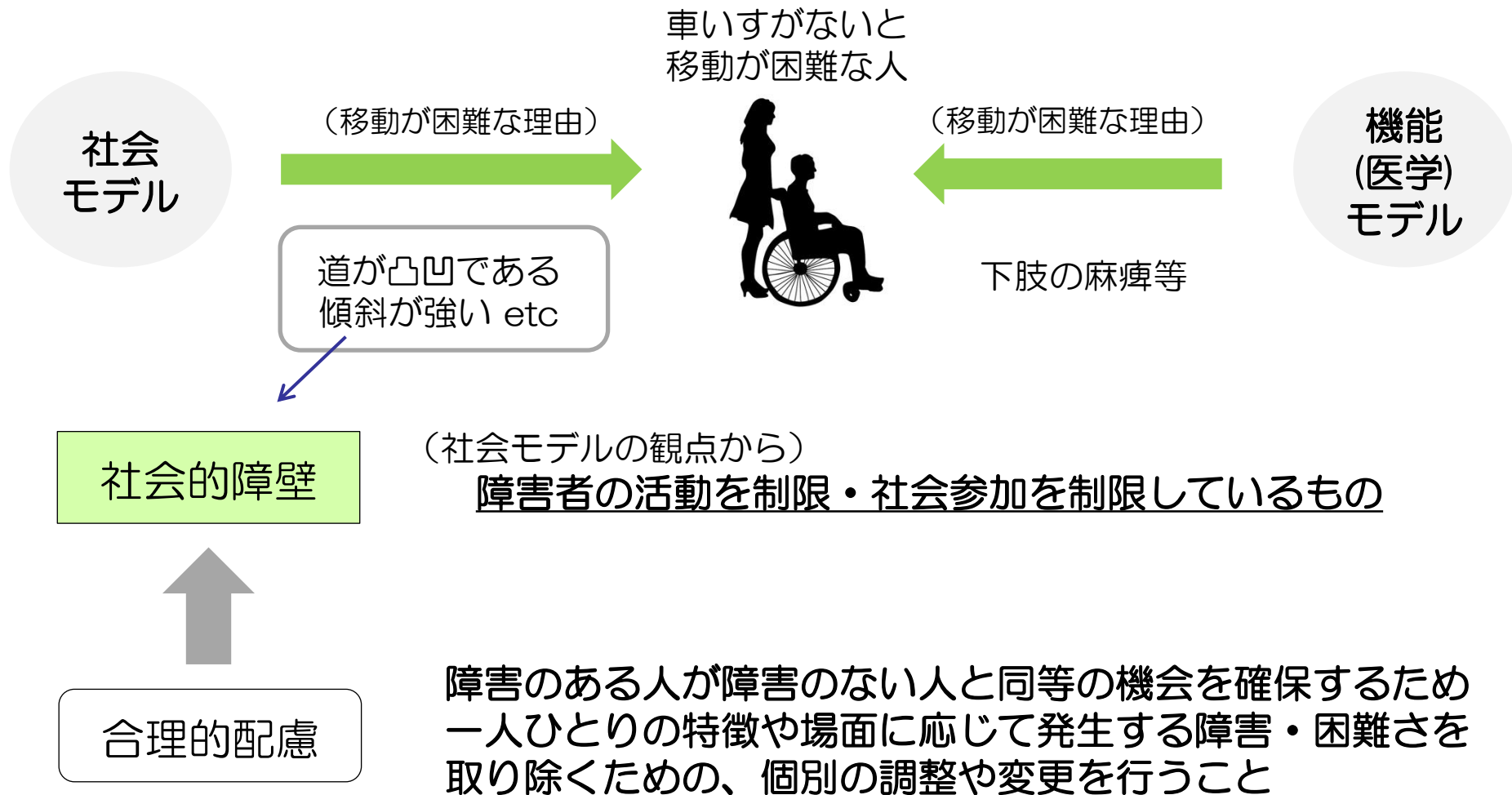
障害者差別解消法における障害者の定義

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう

障害者基本法第2条
障害者差別解消法第2条

障害のある人を取りまく社会的障壁①

●社会モデル（障害の捉え方）の発想→「社会的障壁」と「合理的配慮」



障害のある人を取り巻く社会的障壁②

社会における 事物

- ・ 物理的なバリア

たとえば・・・
道路の段差、階段
使いづらい施設
など

制度

- ・ 制度的なバリア

たとえば・・・
利用しにくい制度、
資格や免許の制限
など

慣行

- ・ 文化・情報の
バリア

たとえば・・・
障害のある方の存在を前提としていない慣習
など

観念

- ・ 意識（心）の
バリア

たとえば・・・
偏見、思いこみ
など

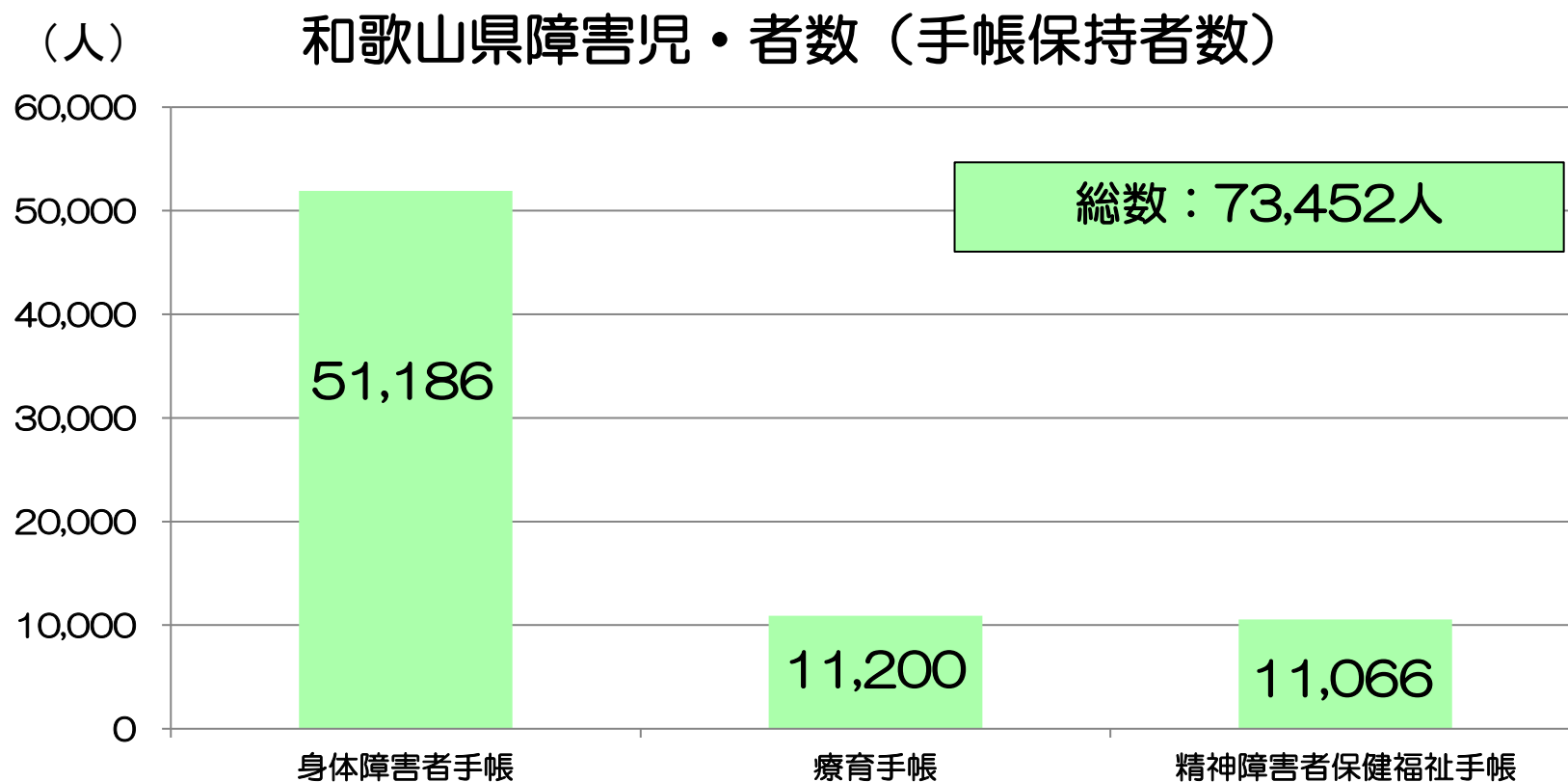
社会的障壁を取り除く

共生社会の実現

和歌山県の現状

- ◆ 和歌山県の障害者手帳所持者数：約7万3千人
- ◆ 和歌山県人口：約87万2千人

県民約12人に1人、何らかの障害がある



* 和歌山県の人口（推計人口）は、令和7年4月1日現在。

* それぞれの手帳の保持者数は、令和7年3月末現在。

障害者差別解消法

【目的】

すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげること。

【ポイント】

障害を理由とする差別を禁止

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関等	禁止	法的義務
事業者 ※個人事業主や NPO法人等も含む	禁止	努力義務 ▶ 法的義務

○令和3年5月28日、改正障害者差別解消法が成立。

○令和6年4月1日から民間事業者による障害者への合理的配慮が法的義務になりました！

不当な差別的取扱い

【基本的な考え方】

事務又は事業に関する条件や事情が同じ

正当な理由がない



障害のある人を区別、排除、制限するなど、
不利に取り扱い、権利利益を侵害すること。

【正当な理由】

○障害のある人に対して、障害を理由として行った障害のない人と異なる取扱いの目的が正当で、かつ、その目的のためにやむを得ないといえる場合。

○個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて
総合的、客観的に判断することが必要。



合理的配慮

障害のない人と同等の機会を確保するために、障害のある人から社会的障壁の除去について申し入れ等があった場合、過重な負担を伴わない範囲でサービス等の変更や調節を行うこと。

過重な負担に当たるかは、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要。

【判断の視点】

- ・ 事務又は事業への影響の程度
- ・ 実現可能性の程度
- ・ 費用負担の程度



障害の種別ごとの 「合理的配慮の提供」 事 例



視覚障害のある方

視覚障害のある方の中には、全く見えない方と見えづらい方がいます。見えづらい方の中には、細部がよくわからない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭い(視野の一部が欠けたり、望遠鏡でのぞいているような見え方)などの方がいます。また、特定の色がわかりにくい方もいます。

【障害者からの申出】
弱視のため商品をタブレットで撮影・拡大して確認したいのだが、店内での撮影は禁止されている。



【申出への対応】
視覚障害を補うための撮影は認めることとした。



【障害者からの申出】
申込書類等にマーカーで線を引いて説明をされても、他の下線と色が同じに見えてしまうので分からない。



【申出への対応】
該当箇所に数字や記号等の印をつけて説明をした。



聴覚・言語障害のある方

聴覚障害のある方の中には、全く聞こえない方と聞こえにくい方がいます。

さらに言語障害を伴う方とほとんど伴わない方がいます。

また、言語障害のある方は、その原因によって聴覚障害を伴う場合があります。

【障害者からの申出】

病院の待合室で診察順を待っている時、呼び込まれても分からない。



【申出への対応】

通常は、診察室から次の受診者の名前を呼んでいるが、待合室の座席まで呼びに行くようにした。



【障害者からの申出】

飲食店では、メニュー表への指差しで注文しているが、細かい希望を伝えることが難しい。



【申出への対応】

ある蕎麦屋では、筆談ボードを使うことによって、「固い麺か柔らかい麺か」、味付けについて「辛口か甘口か」など店員が聞けるようになり、他のお客さんと同じように細かい注文にも対応できるようになった。

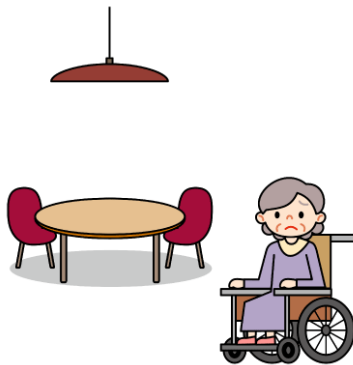


肢体不自由のある方

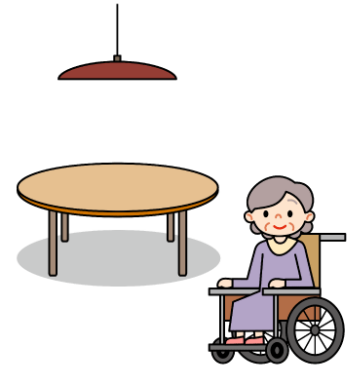
肢体不自由のある方の中には、上肢や下肢に切断や機能障害のある方、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な方、脳性マヒの方などがいます。

移動については、杖や松葉杖を使用される方、義足を使用される方、自力歩行や電動の車いすを使用される方などがいます。

【障害者からの申出】
飲食店で車いすのまま着席したい。



【申出への対応】
机に備付けの椅子は、片付けて、車いすのまま着席できるスペースを確保した。



【障害者からの申出】
申込書類に自分で記入することができず、同行者もいないので、店員に代筆してほしい。



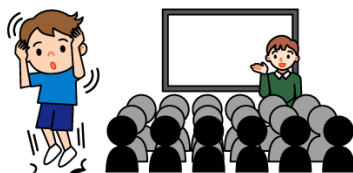
【申出への対応】
十分に本人の意向を確認した上で、店員が代筆による記入を行った。この際、記入内容について後で見解の相違が生じないように他の店員が立ち会った。



知的障害のある方

知的障害のある方は、概ね18歳頃までの心身の発達期に現れた知的機能の障害により、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさのある方です。重度の障害のため常に同伴者と行動される方もいますが、障害が軽度の場合には会社で働いている方も大勢います。

【障害者からの申出】
イベント会場において、知的障害のあるこどもが、発声やこだわりのある行動をしてしまう。



【申出への対応】
会場のスタッフが母親から、こどもの特性やコミュニケーションの方法等について聞き取り、落ち着かない様子ときは個室に誘導するなどの対応をした。



【障害者からの申出】
フロアガイド(店舗案内図)の漢字が読めないので振り仮名を振ってほしい。



【申出への対応】
フロアガイド(店舗案内図)に振り仮名を振って渡した。



精神障害のある方

精神障害のある方は、統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、アルコール中毒等のさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている方です。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の方は地域で安定した生活を送られています。

【障害者からの申出】

店舗の窓口でポイントカード等の申込をするときに署名を求められることがあるが、自分で判断することに不安があるので断ってしまう。



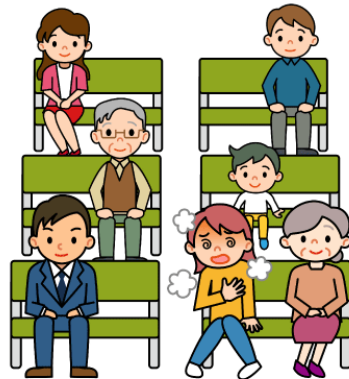
【申出への対応】

申込の内容に応じて家族に同席してもらうこととし、署名が必要な場合には、本人の意思を確認するようにした。



【障害者からの申出】

大勢の人がいるところでは、どうしても周囲が気になってしまい落ち着かず、待合室での順番待ちが難しい。



【申出への対応】

別室の確保が困難であったため、待合室の中で、比較的周りからの視界が遮られるようなスペースに椅子を移動させ、順番待ちできるように配慮した。



対話の際に気をつけるべき言葉

- 先例がありません
- 特別扱いできません
- もし何かあったら
- その障害種別ならば



障害のある人からの申出への対応が難しい場合でも、別の方法がないか、障害のある人と事業者等と一緒に柔軟に対応策を考えていくことが重要です。

和歌山県障害者差別解消条例①

和歌山県障害を理由とする差別の解消の 推進に関する条例（令和5年12月26日施行）

1 目的

全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

2 障害を理由とする差別の禁止等

- （1）何人も、障害者に対して障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- （2）県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。
- （3）県及び事業者は不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由により、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをするときは、当該障害者に対しその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

和歌山県障害者差別解消条例②

- (4) 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮をしなければならない。
- (5) 県及び事業者は、負担が過重であることにより合理的配慮をすることができないときは、意思の表明を行った者に対しその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

3 障害を理由とする差別を解消するための体制

- (1) 県は、障害を理由とする差別に関する相談に対応する。
- (2) 障害者及びその家族等は、不当な差別的取扱い又は合理的配慮の提供について、第1項の相談による解決の見込みがないと認められる場合は、知事に対し、和歌山県障害者差別解消調整委員会によるあっせんを申し立てることができる。

障害のある方のための サービスや 障害のある方にとっての バリアを取り除く取組



ヘルプマーク

外見からは障害や難病のあることが
分からない人が、周囲に援助や配慮
を必要としていることを知らせるこ
とができるマーク（東京都が発案）

＜対象＞

内部障害のある人

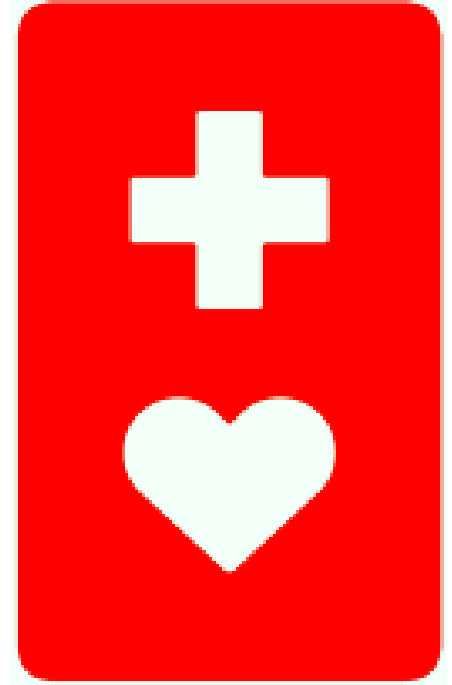
知的障害のある人

発達障害のある人

精神障害のある人

難病患者

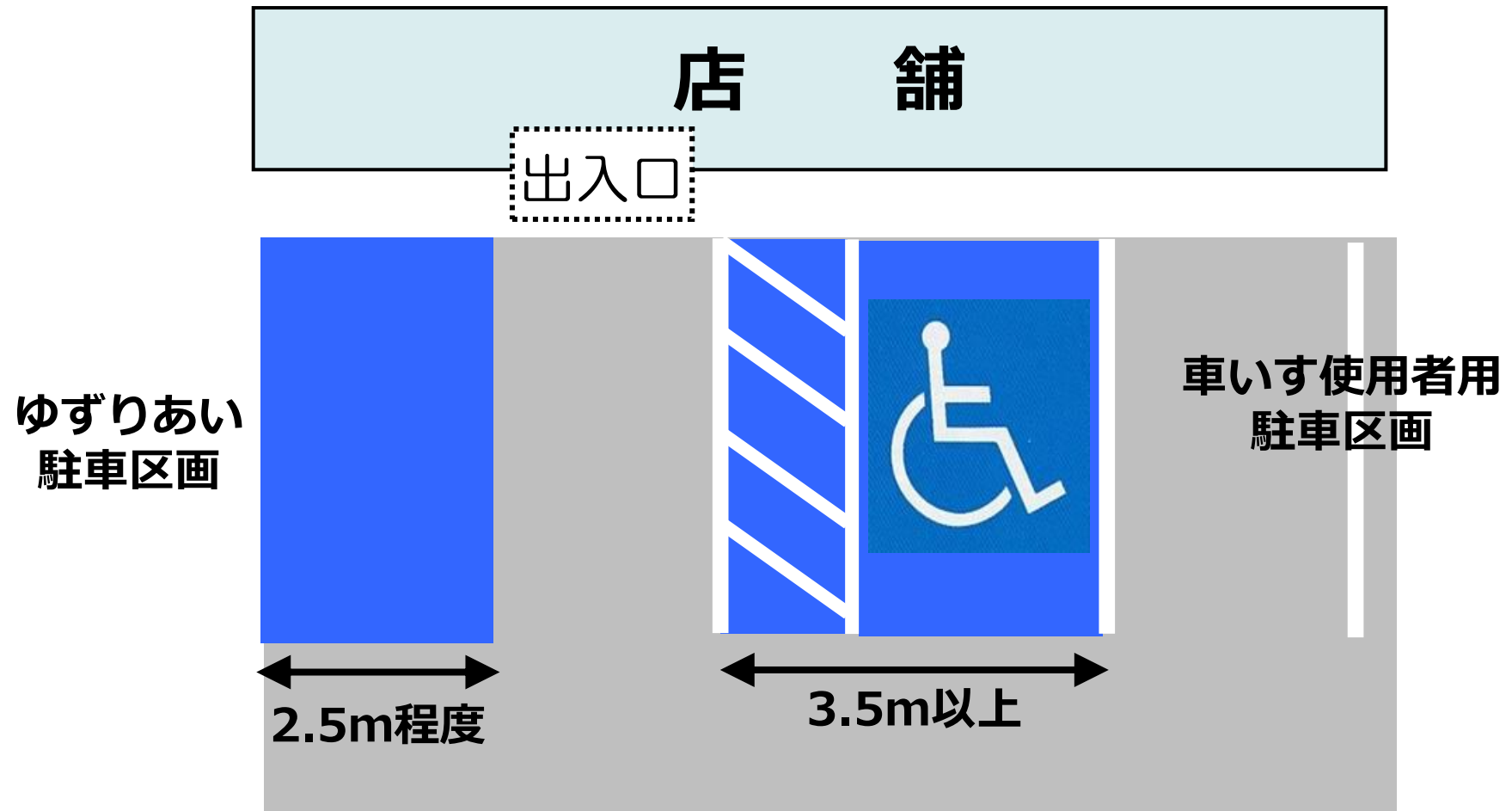
義足を使用している人 など



＜ヘルプマークの利用例＞



障害のある人のための駐車区画



- 出入口に近い → 移動が安全
- 青い → 遠くから分かる
- 幅が広い → ドアが大きく開く

障害者等用駐車区画利用証制度

- 障害者等用駐車区画の利用対象者を明確にするために、県が利用証を発行
- 登録された障害者等用駐車区画を利用する際に利用証を掲示



障害者等用駐車区画の適正利用を推進し、歩行困難な人が安心して利用できる環境づくり



長期用（5年）



短期用（1年）

バリアフリー法・和歌山県福祉のまちづくり条例

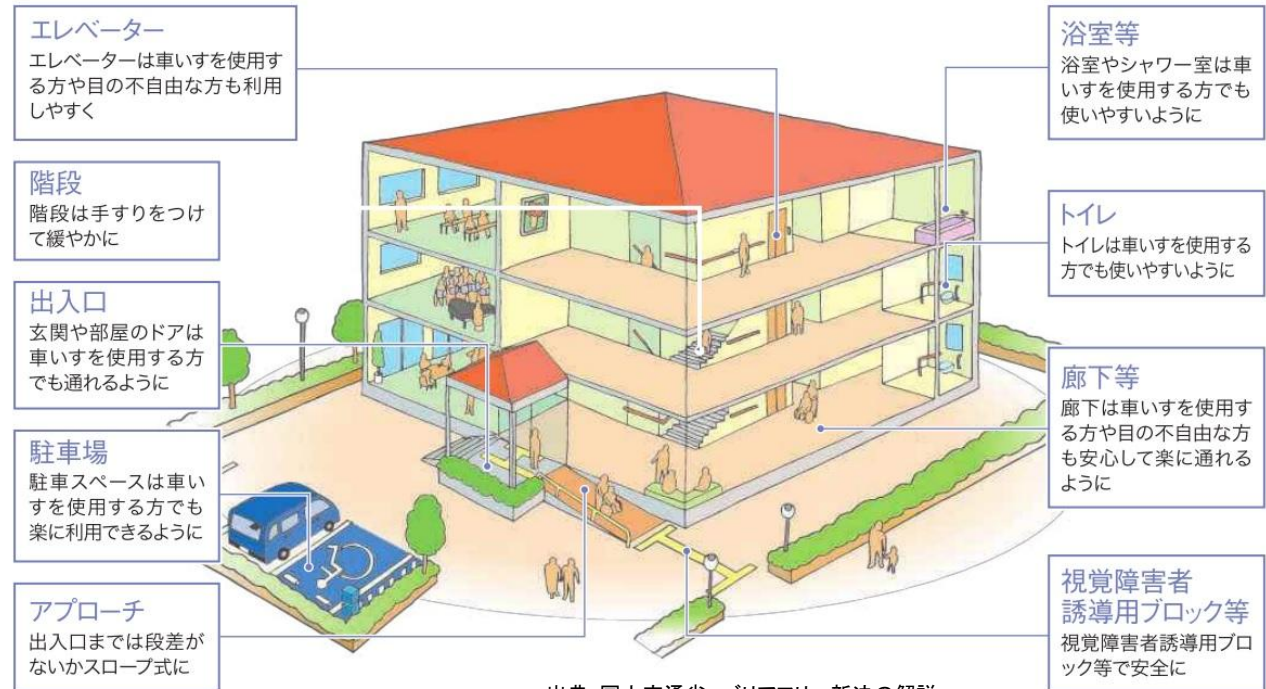
平成6年
ハートビル法制定
(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)



平成12年
交通バリアフリー法
(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)



平成18年
バリアフリー法制定
(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)



平成8年 和歌山県福祉のまちづくり条例制定

目的

障害のある人、高齢者等が安全かつ円滑に利用できる施設等の整備を促進する

事業者の責務

積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう努めるとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする

詳細は下記から
県ホームページ
和歌山県福祉の
まちづくり条例



整備基準

公共的施設※の構造及び設備に関して必要な基準

誘導基準

整備基準に加え、さらに整備を図ることが望ましい事項

※社会福祉施設、病院、官公庁、物品販売店舗、飲食店、ホテル等多くの人が利用する施設

本日のまとめ

- 障害のある人のことを知ってください
(障害のある人は身近にいること、様々な社会的障壁があること)
- 障害のある人が抱える悩みや苦労を想像し、あなたならどうするか考えてみてください
(障害者差別のない世の中、合理的配慮が当たり前提供される世の中へ)

